

広島県告示第 458 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 28 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島市安佐南区緑井 2-26-1 西日本高速道路株式会社 中国支店 支配人 有水 恭一
工場又は事業場の所在地及び名称	東広島市高屋町小谷 5661 山陽自動車道小谷 SA 休憩施設

2 申請の内容

ドッグラン犬足洗い場排水口（雨水排水口⑥兼用）及び雨水排水口①～⑤（雨水専用）を設置する。

(1) 特定施設の種類, 能力及び使用の方法

変更なし

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

(その1) 小谷S A休憩施設汚水処理施設排水口 変更なし

(その2) ドッグラン犬足洗い場排水口 (雨水排水口⑥兼用) 新設

排水口名	項目	通常	最大	
ドッグラン犬足洗い場排水口	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量	(単位: mg/l)	7.7	11.6
	化学的酸素要求量		9.3	14.0
	浮遊物質		70	90
	窒素含有量		2.5	3.8
	リン含有量		0.12	0.18
	大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)		540	810
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	0.015	0.030	

(その3) 雨水排水口①~⑤ (雨水専用) 新設

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年4月28日から平成20年5月12日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県東広島地域事務所厚生環境局環境管理課並びに東広島市環境保全課